

# 令和3年度 林助成制度のあらまし

豊かな<sup>もり</sup>森林を次世代へ

*Grow up Green*



# あなたの山づくりに造林補助・融資制度を役立ててください

森林は、人びとが快適に暮らせるよう、いろいろな働きをしているかけがえのない大切な財産です。この森林が十分な働きをするためには、森林所有者であるあなたの山づくりが必要です。このため、国や北海道では、いろいろな助成を行ってあなたの山づくりをバックアップしています。あなたも、この助成制度を活用して価値ある山づくりをすすめてください。

## 造 林 補 助 制 度

### 補助の対象となるための条件

- 1 施行地当たりの事業規模、作業種区分別の対象年齢級内で一定の条件を満たしていれば、補助の対象になります。(4ページから7ページに詳しい内容が記載されています。)
- 森林作業道は、車道幅員3m以下、森林整備等継続的に用いられる道であり、主として林業機械と森林施業に用いる小型トラック等が走行可能なものが補助の対象になります。

### 補助の対象となる樹種 人工造林・樹下植栽

対 象 樹 種	対 象 地 域
カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、グイマツ、グイマツ雑種F <sub>1</sub> 、ヨーロッパトウヒ、シラカンバ、マカバ、ダケカンバ、ヤチダモ、ヤマハンノキ、ヤチハンノキ、ケヤマハンノキ、ドロノキ、ミズナラ、カシワ、カツラ、ハルニレ、キハダ、イタヤカエデ、イヌエンジュ、オニグルミ、エゾヤマザクラ、ナナカマド、シナノキ、ハリギリ	全道一円
スギ	渡島、檜山、後志(黒松内町、島牧村、寿都町、蘭越町)、胆振、日高
アカマツ、クロマツ、キリ	渡島、檜山、胆振、日高
ヒバ、ケヤキ、コバノヤマハンノキ	渡島、檜山
ブナ	渡島、檜山、後志(黒松内町、島牧村、寿都町、蘭越町)
クリ	渡島、檜山、後志、胆振、日高、石狩、空知
アオダモ	留萌、宗谷を除く地域
トチノキ	渡島、檜山、後志

### 作業種区分

- 人工造林、下刈、除伐、保育間伐、間伐、枝打ち、更新伐、樹下植栽、鳥獣害防止施設等整備、森林作業道など

※森林整備における各種計画等

計 画 の 種 類	根 拠 法 令 等
森 林 経 営 計 画	森林法第11条に基づき5年を1期とした、森林経営の計画を森林所有者または森林所有者から森林経営の委託を受けた者が作成し、市町村等の認定を受けた計画
市町村森林整備計画	森林法第10条の5に基づき10年を1期とし、5年ごとに市町村がたてる計画で、市町村の森林の整備に関する基本的事項が示された計画
特定間伐等促進計画	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条に基づき市町村が作成する計画
保 安 林	森林法第25条に基づき水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備等を図るために農林水産大臣又は北海道知事が指定した森林
分 収 林	分収林特別措置法に基づき土地の所有者、造林の実施者、費用負担者が当事者として契約されている森林

山づくりを行う場合には、各(総合)振興局林務課・森林室あるいは市町村・森林組合にご相談ください。



受付



# 補助の対象となる経費とおおよその事業費

作業種		作業の内容	おおよその事業費	
単層林	人工造林	・地拵え、苗木、仮植、苗木運搬、植え付けなど ・特殊地拵え 低質林等における前生樹の伐倒・除去	カラマツ トドマツ スギ	67～110万円 99～150万円 89～135万円
	下刈	・雑草木の除去など	下刈	9～37万円
	倒木起こし	・火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こし	倒木起こし	30～48万円
	除伐	・不用木の除去、不良木の淘汰（下刈りが終了した林分）	除伐	7～11万円
	保育間伐	・不用木の除去、不良木の淘汰	保育間伐	8～36万円
	間伐	・不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積など	間伐	13～51万円
	枝打ち	・枝葉の一部除去	枝打ち	6～27万円
複層林	更新伐	・不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積などあばれ木等の伐倒、搬出集積など	抜き伐り	34～58万円
	樹下植栽等	・地拵え、苗木、仮植、苗木運搬、植え付け、天然更新かき起こしなど	カラマツ トドマツ スギ	41～77万円 53～89万円 54～90万円
鳥獣害防止施設等整備		・食害防止チューブ、枝条巻き、侵入防止柵、鳥獣の誘引捕獲（森林保全再生整備）など		
森林作業道		・森林整備と一体的に施行する、継続して使用される作業道の開設及び改良		



# 補助の対象となる林齢等一覧表

事業種	事業の区分	森林環境保全直接支援事業		特定森林再生事業			
				森林緊急造成	被害森林整備	重要インフラ施設開	
単層林	人工造林						
	植栽型	下刈	10年以下		10年以下		
		倒木起こし	25年以下、気象災等による倒伏木		25年以下、気象災等による倒伏木		
		枝打ち	30年以下 間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去は60年以下		25年以下 10年以下の場合は実施しなればならなかった理由書が必要		
		除伐	25年以下 10年以下の場合は実施しなればならなかった理由書が必要				
	天然更新型	保育間伐	35年以下、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分 新型コロナウイルス感染症による木材需要の急変に対応するため実施する場合は60年以下		35年以下、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分		
		間伐	60年以下、または森林経営計画に基づいて行うものについては、標準伐期齢の2倍以下の林齢 地域の標準仕立て本数の概ね5割以上を上回る森林については、この限りではない				
	天然更新型	下刈	40年以下 地表かき起こし等により発生した林木、または植栽木等を行うこと				
		除伐	60年以下 10年以下の場合は実施しなればならなかった理由書が必要		60年以下 10年以下の場合は実施しなればならなかった理由書が必要		
		保育間伐	60年以下、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分		60年以下、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分		
間伐		60年以下、または森林経営計画に基づいて行うものについては、標準伐期齢の2倍以下の林齢 地域の標準仕立て本数の概ね5割以上を上回る森林については、この限りではない 地表かき起こし等により発生した林木又は、植栽木等を行うこと					
複層林	更新伐	90年以下、または森林経営計画に基づいて行うものについては、標準伐期齢の2倍以下の林齢 長期育成循環施業では51～90年					90年以下 長期育成循環施業では51～
	樹下植栽等	上層木が11年以上		上層木が11年以上			
	植栽型	下刈	下層木が25年以下		下層木が25年以下		
		倒木起こし	25年以下、気象災等による倒伏木		25年以下、気象災等による倒伏木		
		枝打ち	下層木が30年以下 間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去は60年以下 更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去は90年以下		90年以下で更新伐と一体的に行う枝葉の除去		
		除伐	25年以下 10年以下の場合は実施しなればならなかった理由書が必要		25年以下 10年以下の場合は実施しなればならなかった理由書が必要		
	天然更新型	保育間伐	35年以下、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分 新型コロナウイルス感染症による木材需要の急変に対応するため実施する場合は60年以下		35年以下、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分		
		間伐	60年以下、または森林経営計画に基づいて行うものについては、標準伐期齢の2倍以下の林齢 地域の標準仕立て本数の概ね5割以上を上回る森林については、この限りではない				
	天然更新型	下刈	下層木が40年以下 地表かき起こし等により発生した林木、または植栽木等を行うこと				
		除伐	下層木が60年以下 10年以下の場合は実施しなればならなかった理由書が必要		下層木が60年以下 10年以下の場合は実施しなればならなかった理由書が必要		
保育間伐		60年以下、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分		60年以下、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分			
間伐		60年以下、または森林経営計画に基づいて行うものについては、標準伐期齢の2倍以下の林齢 地域の標準仕立て本数の概ね5割以上を上回る森林については、この限りではない 地表かき起こし等により発生した林木、または植栽木等を行うこと					
鳥獣害防止施設等整備	野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備		野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御するための施設等の整備（ただし、森林保全再生整備には、被害が明らかになっている箇所を含む林班とする。）				
森林作業道	「北海道森林作業道作設指針」に適合する作業種（鳥獣害防止施設等整備を除く）と一体的に実施する作業道の開設及び知事が認めるもの		「北海道森林作業道作設指針」に適合する作業種（鳥獣害防止施設等整備を除く）と一体的に実施する作業道の開設及び知事が認めるもの				



共生環境整備事業  
間総合整備事業 絆の森整備事業

留意事項	
	1,500本以上/ha (キリは200本以上/ha)、3,000本以内/ha、ただし、グイマツF1については地位別要件以上の場合1,000本以上/ha
	実施期間は、倒木被害が発生した会計年度及び翌年度内
	500本以上/haかつ本数率30%以上
	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良木の淘汰の伐採率は20%以上</li> <li>不用木のみ除去は、原則全て除去（除伐）</li> <li>地形等により気象害の発生が予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合の伐採率は10%以上</li> <li>森林緊急造成による除伐で不用木が主林木の成長を阻害することが明らかな場合は、35年生以下、又は、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良木の淘汰の伐採率は20%以上</li> <li>不用木のみ除去は、原則全て除去（除伐）</li> <li>地形等により気象害の発生が予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合の伐採率は10%以上</li> <li>森林緊急造成による除伐で不用木が主林木の成長を阻害することが明らかな場合は、35年生以下、又は、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然林の整理伐を行う場合の伐採率は、主林木の概ね70%以上</li> <li>人工林の整理伐を行う場合の伐採率は、主林木の概ね50%以上</li> </ul>
	500本以上/ha、2,000本以内/ha
	200本以上/haかつ本数率30%以上
	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良木の淘汰の伐採率は20%以上</li> <li>不用木のみ除去は、原則全て除去（除伐）</li> <li>地形等により気象害の発生が予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合の伐採率は10%以上</li> <li>森林緊急造成による除伐で不用木が主林木の成長を阻害することが明らかな場合は、35年生以下、又は、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良木の淘汰の伐採率は20%以上</li> <li>不用木のみ除去は、原則全て除去（除伐）</li> <li>地形等により気象害の発生が予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合の伐採率は10%以上</li> <li>森林緊急造成による除伐で不用木が主林木の成長を阻害することが明らかな場合は、35年生以下、又は、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主体で台帳が適切に整備されていること</li> </ul>

限なし

必要性、合理性、また、施業の適正な維持を十分考慮すること

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業

<p>(1) 間伐材生産 不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出、集積、積込、原木仕分け、その他附帯施設整備</p> <p>(2) 関連条件整備活動（間伐材の生産と一体的に実施） 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け、森林作業道の整備</p>
<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不良木の淘汰は、育成しようとする樹木の立木本数の20%以上を伐採すること。</li> <li>地形等により気象害の発生が予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合の伐採率は10%以上とする。</li> <li>対象森林では過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等（除伐、保育間伐、間伐及び更新伐）を実施していないこと。</li> <li>対象齢級は原則として12齢級以下。</li> </ul>

持続的林业確立対策事業

<p>(1) 間伐材生産 不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出、集積、積込、原木仕分け、その他附帯施設整備</p> <p>(2) 除伐 下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木の除去及び不良木の淘汰</p> <p>(3) 保育間伐 間伐木の搬出を伴わない適正な密度管理を目的とする12齢級以下の不用木の除去及び不良木の淘汰</p> <p>(4) 関連条件整備活動（間伐材の生産、除伐、保育間伐と一体的に実施） 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け、森林作業道の整備</p>
<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所は「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」に規定する生産基盤強化区域において行われるものであること。ただし、除伐、保育間伐については、この区域及びこれに準ずる区域内とする。</li> <li>育成しようとする樹木の立木本数の20%以上を伐採すること。除伐において不用木の除去のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去すること。</li> <li>地形等により気象害の発生が予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合の伐採率は10%以上とする。</li> <li>対象森林では過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等（除伐、保育間伐、間伐及び更新伐）を実施していないこと。</li> </ul>

